

新規学卒者の離職状況（平成22年3月卒業者の状況）

新規学卒者の離職状況については雇用のミスマッチを解消するため、平成24年6月12日に労働界、産業界、教育界、有識者及び政府において合意された「若者雇用戦略」のなかで、「学生の判断に資するようにするため、（中略）産業別・規模別の離職率を公表するとともに、職業情報の提供を推進する」とされている。厚生労働省においては、本戦略に基づき卒業後3年以内での離職率を公表するものである。

1. 卒業後3年以内の離職率

- 新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、中学 62.1%、高校 39.2%、短大等 39.9%、大学 31.0%となっており、それぞれ前年度から 2.1%ポイント減、3.5%ポイント増、0.6%ポイント増、2.2%ポイント増となっている。また、新規学卒者の卒業後1年以内の離職率は、中学 41.3%、高校 19.5%、短大等 18.0%、大学 12.5%となっており、卒業後3年以内に離職する者のうち1年以内に離職する者が多い（平成22年3月卒業者）（図1）。

2. 新規大学卒業者の動向

- 新規大学卒業者の卒業後3年以内の離職率は、事業所規模別では規模が大きいほど低くなっている（図2）。
- 産業別では、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業、金融・保険業、複合サービス事業で平均より低くなっている（図2）。

3. 新規高校卒業者の動向

- 新規高校卒業者の卒業後3年以内の離職率は、事業所規模別では新規大学卒業者と同様の傾向である。また、産業別では、鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業、金融・保険業、複合サービス事業で平均より低くなっている（図3）。

4. 3年以内離職率が上昇している要因

- 平成22年3月卒業生は、平成21年3月卒業生と比較して
 - * 規模の小さな企業への就職者割合が上昇したこと
 - * 離職率の高い業種への就職者割合が上昇したこと
- が、早期離職率の上昇に繋がったものと考えられる（図4）。

〈職場定着に向けた取組〉

- 若者の職場への定着は職業経験の蓄積のために重要であり、ハローワークにおいては、若者の早期離職を防止するため、就職活動の際の企業情報提供及び就業後の職場定着支援に引き続き取り組んでいくこととする。

問い合わせ先

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課

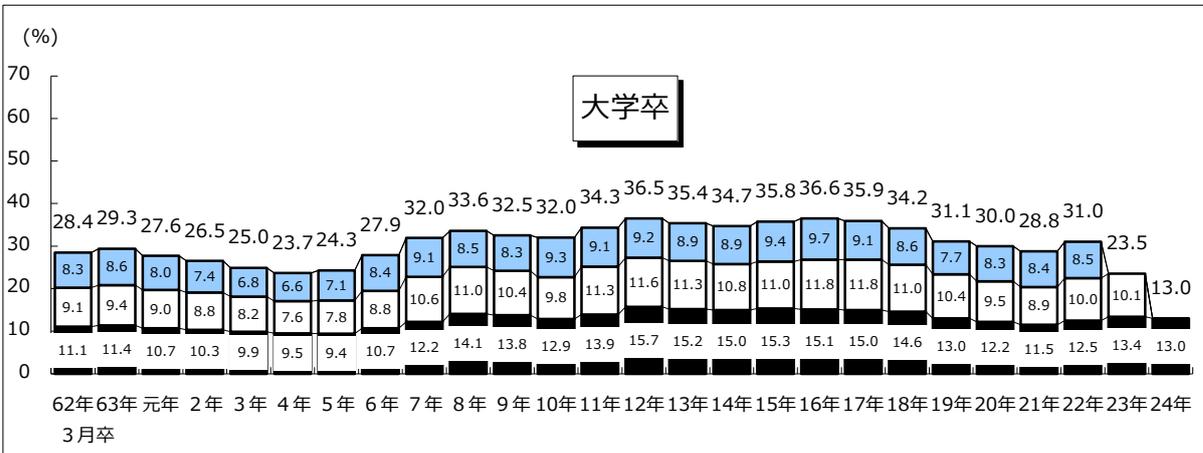
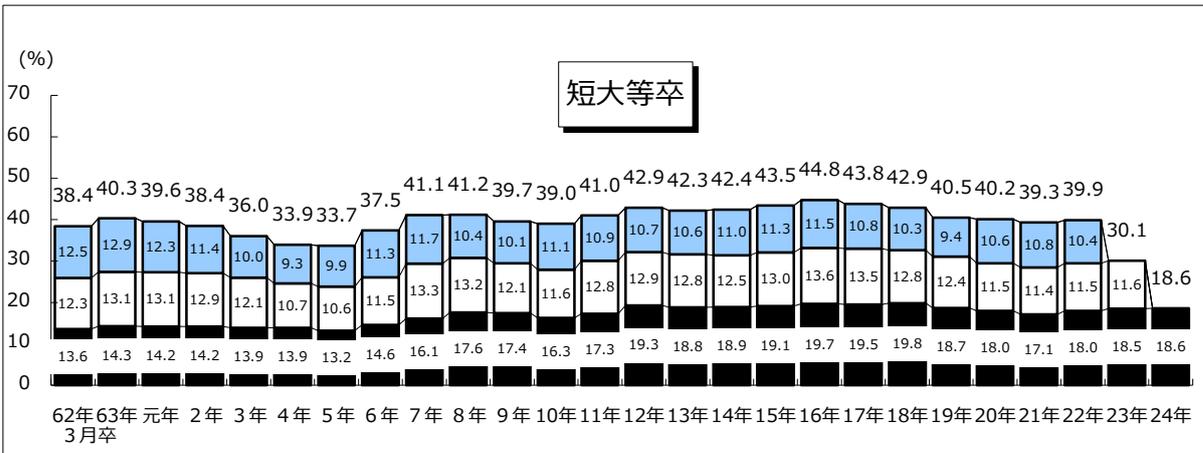
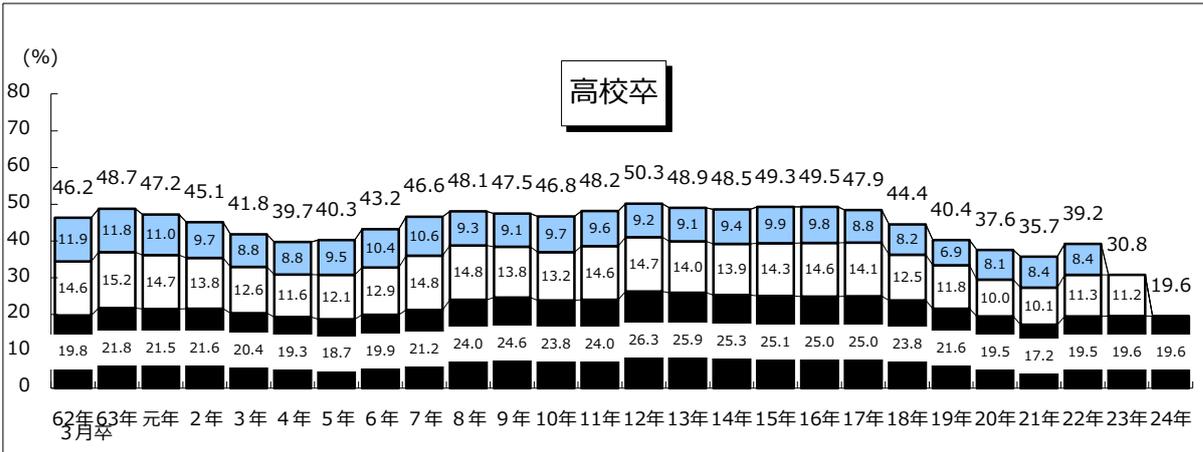
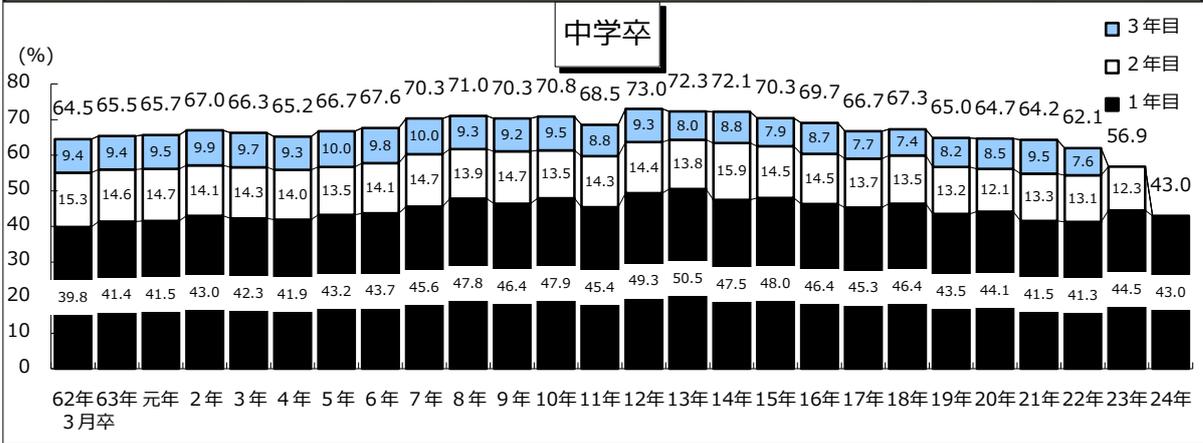
若年者雇用対策室

牛島 聡

吉田 勉

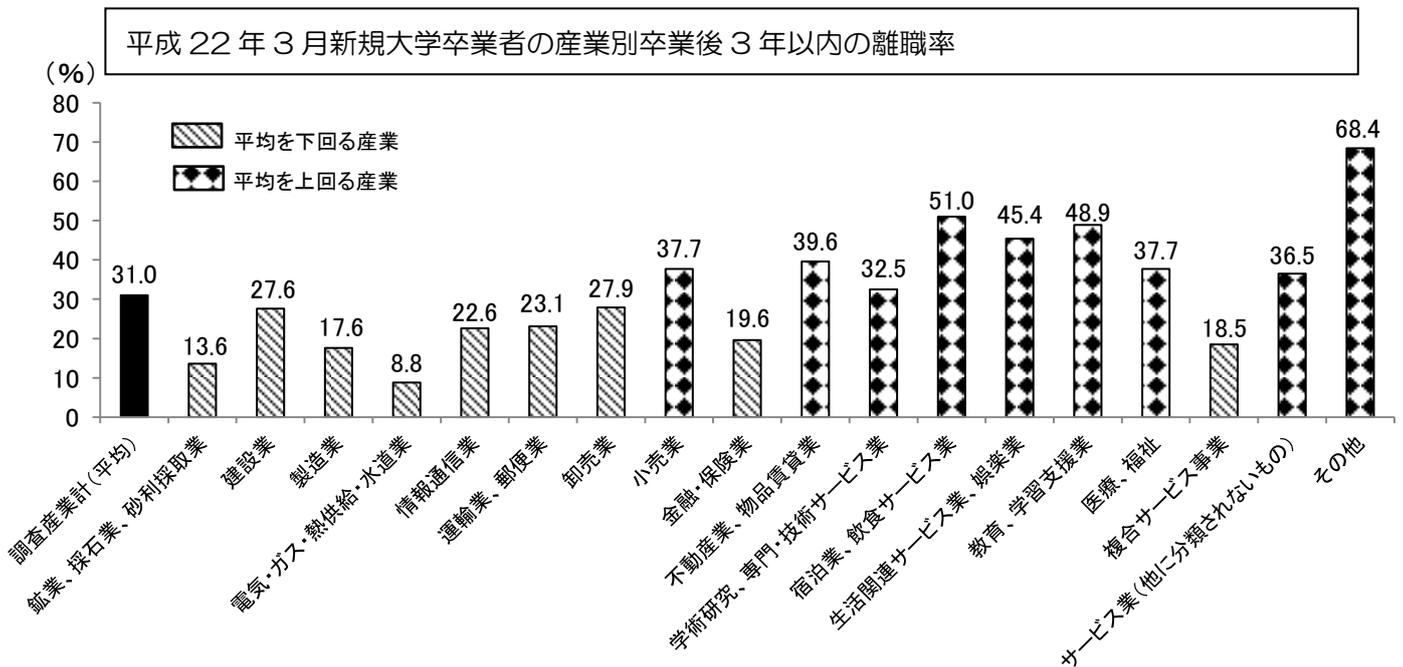
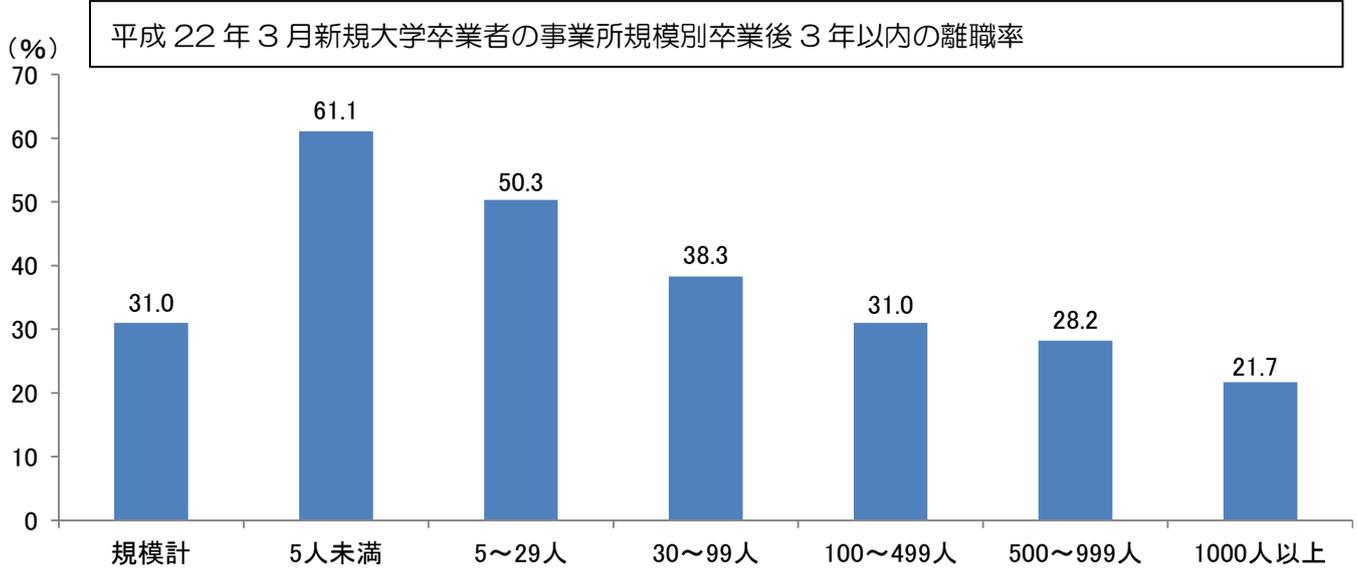
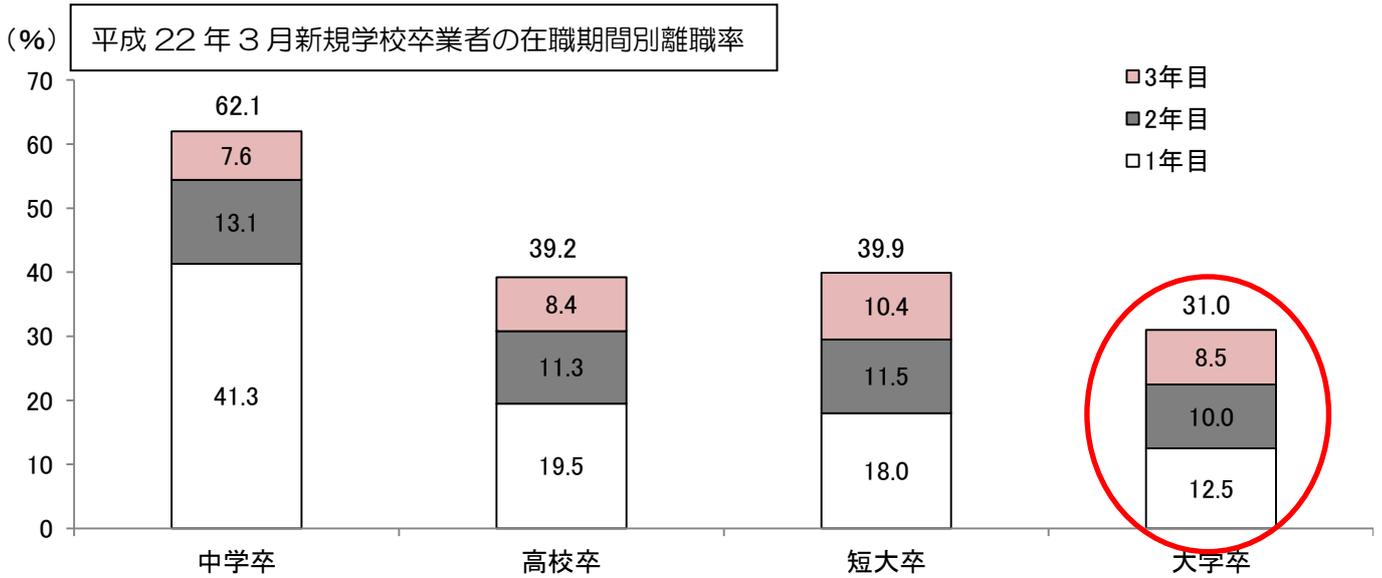
直通：03-3597-0331

(図1) 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移

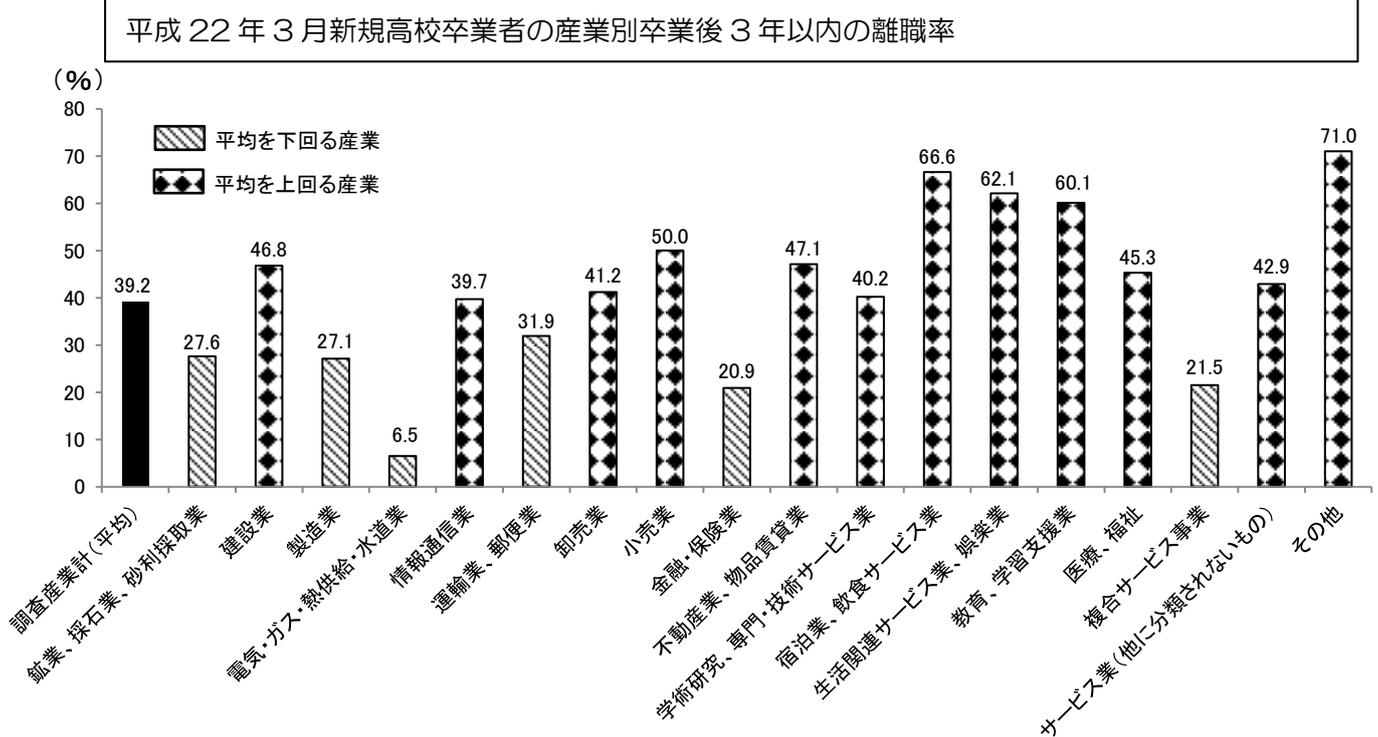
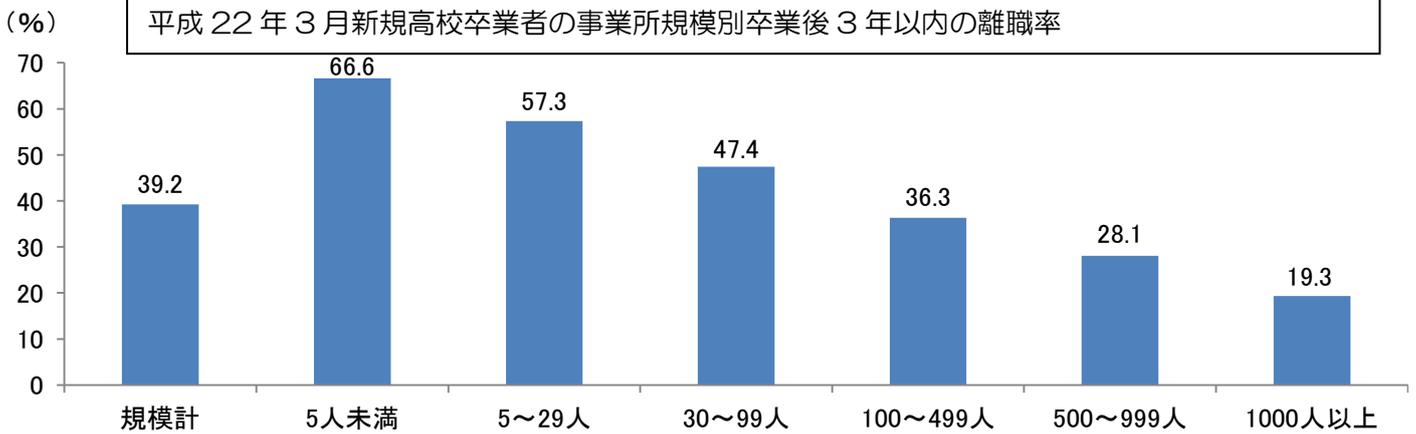
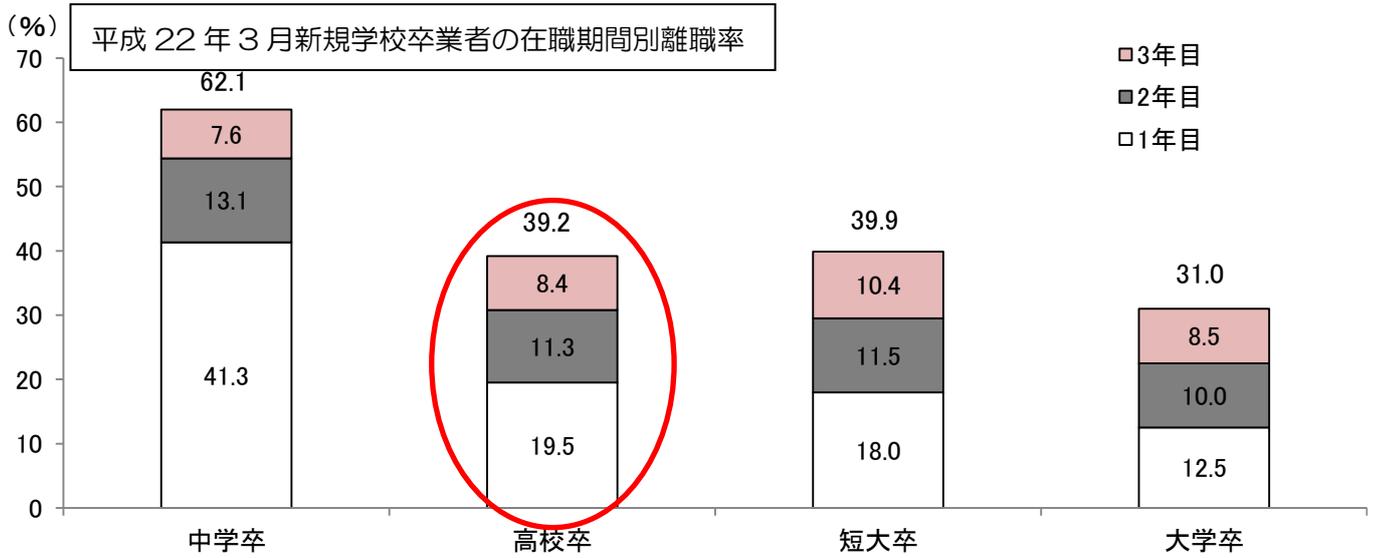


※3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。

(図2) 新規大学卒業就職者の離職状況 (平成 22 年 3 月卒業者)

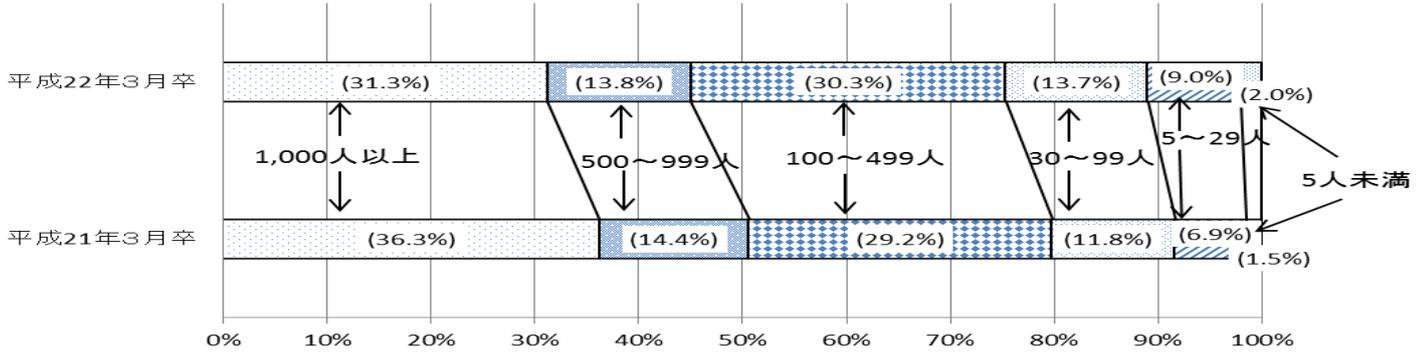


(図3) 新規高校卒業就職者の離職状況 (平成22年3月卒業者)

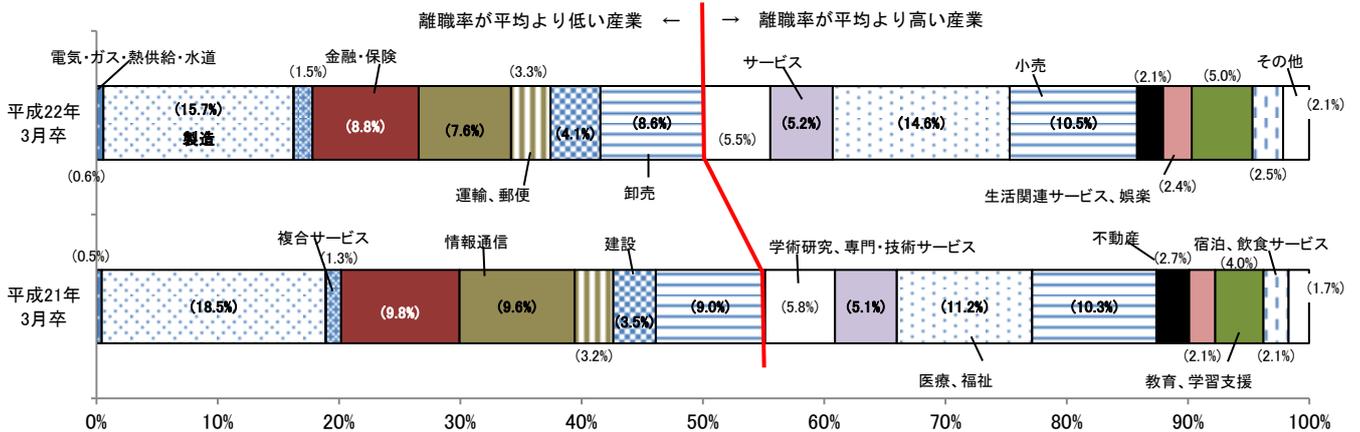


(図4) 新規学卒就職者数の事業所規模・産業別割合推移

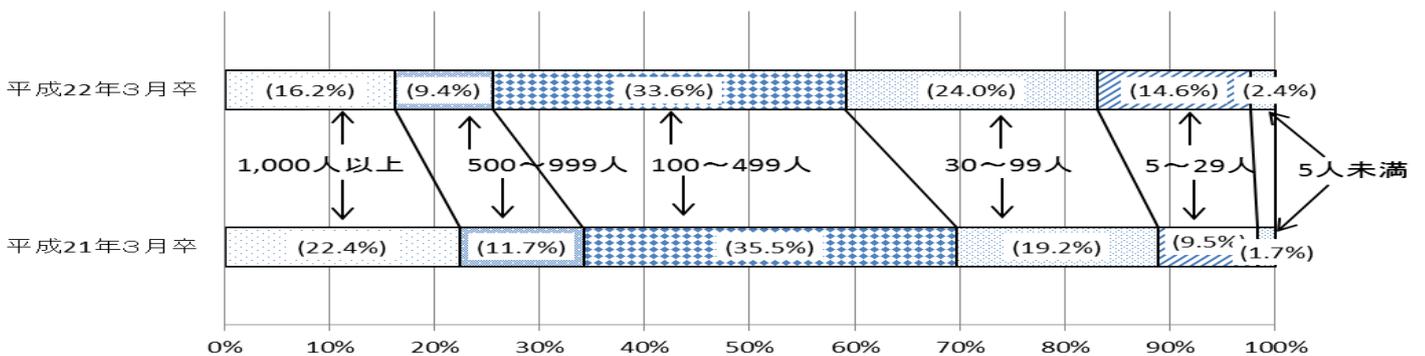
新規大学卒業就職者数の事業所規模別割合推移



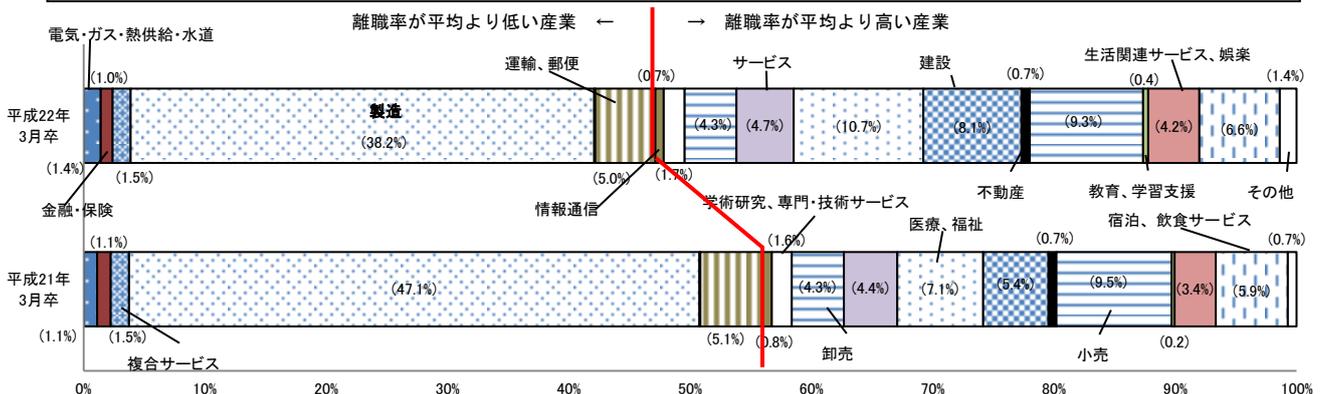
新規大学卒業就職者数の産業別割合推移 (離職率低い順 (平成22年3月卒))



新規高校卒業就職者数の事業所規模別割合推移



新規高校卒業就職者数の産業別割合推移 (離職率低い順 (平成22年3月卒))



【資料出所及び離職率の集計の考え方】

事業所からハローワークに対して、雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出している。具体例は次の通り。

具体例

○平成 22 年 3 月新規大学卒業者の 3 年目離職率の場合

[1]就職者：生年月日が昭和 63 年 4 月 1 日以前で、平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 22 年 3 月新規大学卒業就職者とみなす。

[2]離職者：[1]の内、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに離職した者（平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険加入の届けを提出した事業所を上記の期間中に離職した場合、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職者として算出している（以下、[4][6][8]についても同様）。

※平成 22 年 3 月新規大学卒業者の離職率・・・[2]／[1]

○平成 22 年 3 月新規短大等卒業者の 3 年目離職率の場合

[3]就職者：生年月日が昭和 63 年 4 月 2 日から平成 22 年 4 月 1 日までの者で、平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 22 年 3 月新規短大等卒業就職者とみなす。

[4]離職者：[3]の内、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに離職した者。

※平成 22 年 3 月新規短大等卒業者の離職率・・・[4]／[3]

○平成 22 年 3 月新規高校卒業者の 3 年目離職率の場合

[5]就職者：生年月日が平成 2 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までの者で、平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 22 年 3 月新規高校卒業就職者とみなす。

[6]離職者：[5]の内、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに離職した者。

※平成 22 年 3 月新規高校卒業者の離職率・・・[6]／[5]

○平成 22 年 3 月新規中学卒業者の 3 年目離職率の場合

[7]就職者：生年月日が平成 6 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までの者で、平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 22 年 3 月新規中学卒業就職者とみなす。

[8]離職者：[7]の内、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに離職した者。

※平成 22 年 3 月新規中学卒業者の離職率・・・[7]／[8]